

令和2年第8回教育委員会議事録

令和2年5月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和2年5月27日（水）午後2時00分～午後2時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 教育政策担当部長 大島 晃 学校整備担当部長 中村 一郎
教育人事企画課長

生涯学習担当部長 安藤 利貞 庶務課長 都筑 公嗣
中央図書館館長
中央図書館次長

学務課長 村野 貴弘 学校支援課長 千葉 俊明

学校整備課長 河合 義人 済美教育センター
統括指導主事 古林 香苗

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 春日 隆平

傍聴者 3名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第62号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第63号 杉並区立宮前図書館外4施設指定管理者候補者選定委員会の設置について

(報告事項)

- (1) 令和2年度区立学校在籍者数等について(令和2年5月1日現在)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 小学校施設を活用したふれあいの家退去後のスペースの利活用について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (6) 区立図書館における今後の管理運営について

目次

議案

議案第62号	杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第63号	杉並区立宮前図書館外4施設指定管理者候補者選定委員会の設置について	20

報告事項

(1)	令和2年度区立学校在籍者数等について（令和2年5月1日現在）	5
(2)	新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組について	8
(3)	学校運営協議会委員の任命について	20
(4)	小学校施設を活用したふれあいの家退去後のスペースの利活用について	18
(5)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	20
(6)	区立図書館における今後の管理運営について	19

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第8回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

また、本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項6件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第63号につきましては、区的意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第63号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、そのようにいたします。

それではまず、他の議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第62号「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

前回の教育委員会定例会におきまして議決を頂きましたとおり、小中一貫教育のさらなる推進を図るため、新泉和泉小学校及び和泉中学校の指定通学区域の変更等を行うものでございます。

主な改正内容につきましてご説明をいたします。議案を1枚おめくりください。

中段の別表(1)の新泉和泉小学校及び一番下の別表(2)の和泉中学校の指定通学区域を同じ内容とするものでございます。

この改正に合わせて方南小学校、向陽中学校及び大宮中学校の指定通学区域を改めてございます。

裏面をご覧ください。附則でございます。

施行期日は令和3年4月1日とするほか、令和3年3月31日に、指定

通学区域が変更される学校に在籍する児童・生徒につきまして経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第62号につきましては、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第62号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。

先ほど、会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から報告事項1番、2番、4番、6番については、事務局より説明いただき、報告事項3番及び5番については、配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にご意見がないようですので、報告事項1番、2番、4番、6番については事務局より説明を受け、報告事項3番及び5番の説明につきましては、配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「令和2年度区立学校在籍者数等について(令和2年5月1日現在)」を学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは、報告事項の「令和2年度区立学校在籍者数等について」ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず一番最初に3枚目にある参考資料をご覧くださいませでしょうか。1が通常学級児童・生徒数でございます。過去からの児童・生徒数の推移を記載させていただいております。

児童数につきましては、平成17年度から増加傾向が続いておりまして、現状も増加傾向が続いてございます。生徒数につきましては、平成17年度からほぼ横ばいで推移しております。学級数についても同様の傾向が

ございます。

それでは、一番最初のページに戻っていただけますでしょうか。

まず1番の「概要」、(1)の在籍児童・生徒数についてでございます。

最初が区立子供の在園児数についてでございます。6園全体で425人で、昨年度と比べまして30名の減となっております。

学級数は(2)に記載のとおり17学級で、昨年度と同様でございます。

次に小学校につきましては、通常学級の人数が2万1,027人。昨年度と比べまして337人の増でございます。

学級数は713学級。昨年度に比べて6学級の増となっております。

次に中学校では、通常学級の人数が6,480人。昨年度と比べまして164人の増で、学級数は200学級で2学級の増となっております。

次に特別支援学級につきましては、小学校は181人、中学校は94人で、固定級の数(2)の②に記載のとおりでございます。

最後に済美養護学校は、小学部が99人で22学級、中学部が46人で9学級となっております。

2の「児童・生徒数、学級数一覧」では、裏面を含めまして、子供園及び各学校の学年別児童・生徒数、学級数一覧を記載してございます。

参考資料としまして「令和2年度新入学児童・生徒の指定校変更認定結果」と「児童・生徒、学級数の推移について」をつけさせていただいております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 平成17年度からずっと児童数及び通常学級の数が増えてきている流れは、今も続いているということがよく分かりました。

学校によっては本当に教室が足りなくて大変だということを経験している学校も聞かれていますし、この増えていく傾向というのは当分続くと見てよろしいのでしょうか。

学務課長 日本全体の人口は減少しています。子どもの数も減っております。ただし、杉並区につきましては増加傾向にございまして、5年推計、10年推計を行っているのですけれども、一応10年推計では令和9年度まで増えるだろうという推計をしているところでございます。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。

伊井委員 中学校の指定校変更で第7号事由が多いということは、主に特色ある活動と部活動が主な傾向でしょうか。

学務課長 やはり中学生になると部活動が希望の中では多い事由になってございます。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。

教育長 平成17年度から徐々に小学校の児童数が増えているのですけれども、中学校の生徒数はそんなに増えていないではないですか。これというのは例えばどういう原因が考えられるのですか。

学務課長 小学校も若干そうなのですけれども、小学校だと大体1割ぐらいが私立に行かれるのですけれども、中学生になると、学校によって若干違いますけれども、3割、4割は私立に行かれるというのは1つの要素として考えられます。

教育長 そうすると、平成17年度から小学校の児童数は増えているけれども、中学校の生徒数は増えていないと考えると、今の理由でいうと、私立とか国公立とかに行く子どもの割合というのは上がってきているという感じになりますか。

学務課長 それほど変わっておらず、極端に上がってはいない形でございます。

あと考えられるのは、区外の学校に行っているというところも少し考えられるかなと思っております。

教育長 もちろん私立に行っている、また世の中の景気とかそういうのいろいろな関係してくるので、一概に何とも言えないですけれども、今、杉並区が保育園を一生懸命、待機児童の解消で、いわゆる就学前の子どもたちをできるだけ保育園に入れていくという、待機児童がずっと続いている中で、いろいろな地区から杉並区に行けば手厚い支援を受けられるので、たくさんの方が転入という形で増えている傾向がある。

そうすると当然ながら保育園に入ったお子さんは小学校に入ってくるわけですから、さっき令和9年がトップになると言ったけれども、これから杉並区の保育施策によってまたその人数も大きく変わってくるのではないかと思います。

非常に心配なのは、先ほどご指摘もありましたけれども、教室の足りなさだとか、そういう教育予算も含めて、その辺りというのは非常に全

国的には減っていると言いながら、東京は、杉並区だけではなく、23区増えている状況の中で、その令和9年度に向けてというか、これから新たな問題がまたたくさん生じてくるのではないかと思うのですけれども、できるだけ先を見通した対応をしていかなければいけないのではないかなと思っております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の2番「新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組について」のご説明でございますが、1の「区立学校の臨時休業に伴う対応について」は、これまで教育委員会でご報告をさせていただいている内容と重複することから、ここでの説明は割愛をさせていただき、裏面の2の「令和2年度 臨時休業終了後の教育課程等の実施について」、済美教育センター統括指導主事からご説明をいたします。

統括指導主事（古林） 私からは今、ありましたように、裏面の「令和2年度 臨時休業終了後の教育課程等の実施について」ご報告いたします。

5月25日に、東京都の緊急事態宣言が解除され、区立学校の再開に向けた準備を現在行っているところでございます。今回のご報告は1学期の対応ということで、資料に沿ってご報告させていただきます。

まず、臨時休業を終了し、学校を再開する日は令和2年6月1日月曜日としております。

続きまして、学校における集団感染の防止についてですが、各学校においては、感染防止のための3つの条件が同時に重なる場を避けるとともに、その1つ1つの条件が発生しないよう、最大限配慮して、再開していきます。

また、多くの児童・生徒が手を触れる箇所につきましては、1日1回以上消毒液を使用して清掃するなど、感染予防に努めてまいります。

また、児童・生徒に対しましては、手洗い、咳エチケットなどの励行ですとか、日々の健康観察の徹底について指導するとともに、毎日の検温ですとか、健康観察について、保護者に協力を依頼してまいります。

続きまして登校日の設定ですが、6月1日の学校再開に向け、児童・生徒の健康観察、心のケア、学習状況の確認等のために登校日を設けております。今週中ですが、1回程度、時間差を設けたり、日にちを変えするなどして3密を防ぐ工夫をした上で、各学校において実施していると

ころでございます。

続きまして入学式についてです。4月に実施できなかった、主には中学校の入学式になりますが、こちらは区の基準日としましては、6月2日で設定をしております。会場は原則校庭。参列者は1年生、教職員、各ご家庭2名以内の保護者で実施をいたします。

続きまして、段階的な学校再開についてです。

6月1日からの学校再開にあたっては、全ての児童・生徒が安全・安心に学校教育を受けられるようにするため、段階的に学校再開を行ってまいります。

まず1週目、6月1日から5日は、分散登校を実施し、1日2時間程度の授業をいたします。こちらも学校の状況に応じまして時間差にしたがり日にちを変えるなど、分散のさせ方を工夫しているところでございます。

2週目の最初の2日間、6月8日、9日は一斉登校となりますが、給食はなし、午前授業となります。

その2週目の後半、6月10日から12日につきましては給食を再開します。給食は再開いたしますが、午後の授業を行うかどうかは各学校の判断としております。

そして、その翌週3週目からは通常の授業を行うという予定で計画をしております。

続きまして、教育活動の実施についてですが、こちらについてはガイドラインを学校に示し、感染防止を第一として教育活動に取り組んでまいります。この資料にありますのは別添で配布させていただきましたガイドラインの一部を抜粋したものとなります。詳しくはまたガイドラインをご覧くださいと思います。

続きまして、部活動についてです。実施は授業日のみとし、自校内での活動に限り、対外試合等への参加は自粛いたします。

また、感染症対策を講じてもなお感染のリスクの高い一部の活動につきましては、活動時間の短縮や活動内容の工夫を行うよう、学校に示しております。

続きまして、学校開放事業についてですが、遊びと憩いの場につきましては、通常授業開始日の6月15日を基準日として、体制の整った学校から順次再開してまいります。

また、登録団体への開放・一般目的外使用につきましては、校庭は、通常授業開始日の6月15日以降に利用調整の期間を設けた後、7月1日から再開いたします。また、体育館や教室につきましては、学校再開後の様々な状況を見極めた上で、今後判断してまいります。

最後に、偏見や差別への対処、心のケアについてです。

これからも感染者ですとか、濃厚接触者がいつ生じるとも分からない状況での学校再開ということで、児童・生徒には新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた未然防止の指導を早期に行ってまいります。

また、この3カ月にわたる臨時休業では、各学校が家庭と連絡を取り、児童・生徒の状況の把握に努めてまいりましたが、再開後も登校してくる児童・生徒の心身の様子を学校全体で注意深く見守り、必要に応じて関係各所と密に連携を取り合って対応してまいります。

また、学校再開後も登校できない児童・生徒がいた場合には、引き続きご家庭と連絡を取り合いながら、その児童・生徒の心身の状況把握ですとか、家庭学習の支援にも努めてまいります。

ご報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

久保田委員 「学校における集団感染の防止の留意点について」、3点挙げられておりますが、その中の2点目で「液体石けん等や手指消毒剤を設置したり、多くの児童・生徒が手を触れる箇所は1日1回以上消毒液を使用して清掃したり」ということが書いてあるのですが、実際に各学校で消毒液とか石けん等をどの程度確保されているのか、教育委員会でも把握されていたら教えていただければというのが1点。

それから、消毒液を使用して清掃するというのは1日1回以上とありますが、実際に養護教諭や学級担任等含めていろいろ、気が休むことのない毎日が続く中で、過度な負担にならないようにということも含めて、体制についてはどのようにお考えなのか、以上2点について教えていただければと思います。

学務課長 まず再開にあたりまして、学務課としましても各学校に調査をさせていただきまして、手洗い石けんがどのくらいあるか。学校によっては1年分買っているところもありますし、1学期分しかないというところ

ころもありますし、各学校の在庫については調査をさせていただいております。

ここには書いていないのですけれども、基本的には子どもたちはそういう石けんで手を洗ってくださいとしているのですけれども、今週、各学級1本ずつ1リットルの手指消毒剤を各学校にお配りしているところでございます。

また、これとは直接関係ないのですけれども、非接触型の体温計の購入について、補正予算を計上して、当初は各学校2台の配布を予定していたのですけれども、発注が集中して業者の製造が追いつかず予定通りの購入ができなかったため、昨日、各学校1台お配りしたところでございます。

教育政策担当部長 消毒につきましては、各学校で組織的に対応していくということになりますけれども、段階的に再開ということは、学校の中でいろいろ役割は決めて、想定はしています。その中で子どもが触る物、こういった物が共有物になるのか、こういった物に危険があるのかということはこの分散登校のとき、子どもがまだ2時間程度しか登校してきていない、そして数を制限している、そういったときにしっかりと教員が見定めて、そして学校の中で情報を共有して、さらに、組織的な対応といったものを構築していく。そういった期間を設けながら再開していくということを考えております。

折井委員 お答えを頂き、ありがとうございます。

先ほどの非接触式電子温度計というのも、今、かなり手に入らないところ、どうにか学校ごとに1台は入手できたということではよかったと思うのですけれども、これを教室の入り口等ではなく、校門かどこかで、健康カードを持ってくるのを忘れた人は測ってくるようにという形で、かなり徹底してやるということになるのでしょうか。

統括指導主事（古林） まず子どもたちは各家庭で検温をして、健康状態を記入した健康観察表というものを持って登校してまいります。それを教室に入る前に担任の先生に提出をして、健康観察をして、それから入っていくのですが、その際に測っていないですとか、忘れたというお子さんは、先ほど折井委員がおっしゃったように、一定の場所に集めるわけにはいきませんから、距離を取って待たせた中でしっかりと観察をして、体温もそれで測ってという手順を進めていく予定でおります。

折井委員 実はその辺りもとても手順が大事だなと思います。というのも、校内に入れば入るほどリスクは高まりますよね。それで、お友達同士でくっついたりということもあるので、今までは全てを教室内で集めるとか教室の前で集めるということをしていたと思うのですがけれども、その集め方について、もしくは非接触の検温をやることについても、検温を忘れた人は校門で、というようなことをやったほうが良いのではないかと思います。

というのは、先生方、本当にこれから大変だと思うのですよ。ふだんの子どもたちの目配りをするだけでも本当に大変な中で、今度は安全面というか健康上のところも、今までの例えば水泳のカード、あのカードとはレベルの違う、本当に緊張感の中でやっていただくことになりますので、シミュレーションというのでしょうか、どうやったら賢いやり方なのか、無駄がないのか、危険がないのかというところを、もしかすると済美教育センターにご苦勞をおかけすることになってしまうかもしれませんけれども、学校は多分今、何を教えよう、どこをどう足して、省こうという、そういったところである種頭がいっぱいかもしれませんので、こういったところについては賢いやり方というのでしょうか、効率的なやり方についてご指導いただけるといいかなと思いました。

もう1点、引き続きでお伺いしたいのですけれども、校長宛通知の2の「学校における集団感染防止について」の(2)のオです。「保護者には、少なくとも、①息苦しき、強いだるさ等々があるときには、相談センターやかかりつけ医等に電話等で相談するよう指導する」というのは、これは子どもたちに体調不良があるときという意味なのですよ。それともこれは保護者に体調不良があるときという意味ですか。

最後のところで「その場合は、指導要録上は『出席停止・忌引等の日数』として記録する」と書いてあるので、子どもなのですよ。これは子どものことですか。

統括指導主事（古林） 子どもたちのことでございます。

折井委員 分かりました。プラスでお伺いしたいのですけれども、子どもたちの間でのまん延がどの程度あるかというのは、まだ世の中ではそこまではっきり分かっていないのだと思うのですがけれども、緊急事態宣言が解除されたことによって、大人が出勤して感染してきて、それで家族内感染が起きて、子どもは無症状ということがあると思うのですね。

なので、子どもたちの学校内での防止策も大事ですけれども、親にどういう症状があったときに、親にどうしてほしいというところを少し強調していただいたほうがいいかなと思います。

というのは、私、自分のことを考えると、自分が体調不良でも子どもは基本学校を休ませないですよ。でも、コロナに関してはそうしたほうがいいのかなとか、でも、子どもは体調悪くないしとか、迷ってしまうのです。私の場合、多分、念のため誰にも会わないということをすると思うのですけれども、そのとき子どももそうしたほうがいいのか、子どもの体調が悪くなくても、例えば親の体調が悪くなってしまったときに、子どもも大事を取って休ませますとした場合でも、この出席停止・忌引きの日数に入れてもらえるのか、教えていただければと思います。

私の子どもは関係ないですけれども、お受験をするようなお子さんにとっては、ここがどうなるかというのはとても大きな問題で、それによって無理をさせてしまう。親が具合悪くても子どもを行かせるという無理が生じたときに、そこにクラスターが生まれてしまうような気もします。その辺りのところを今後ご検討いただきたいなと思います。親として、実は子どもにうつしてそれがクラス中に広がってしまうというのは本当に耐え難いことですので、ご対応をどうするかお願いいたします。

統括指導主事（古林） 前半にお話しいただきました、学校に入る前というところは、今週の登校日でも学校が様々シミュレーションしているところではありますが、再度周知をしてまいりたいと思います。

また後半にお話しいただいたところは本当に目に見えないものですし、どのようにというところは、学校でも私どもでも本当にいろいろ頭を悩ませているところではあるのですが、とにかく子どもたちの安心・安全、命を第一に考えて行動を取ってまいりたいと思います。

その中で出席に関わる扱いですけれども、一般的な確認としてはご家庭のご意見もしっかりと学校で聞き取り、学校の対応についてもお話しした上で、ご家庭の思いも尊重しつつ、そこに合理的な理由があるなど判断したときには出席停止ということで、欠席にはならない扱いで考えておりますので、そこも改めて徹底していきたいと思います。

對馬委員 誰も経験したことの無いことの対応なので、本当にいろいろご苦労なさっていると思いますが、とても分かりやすいガイドラインをつ

けてくださったので、それを読んでいてもよく分かる、なるほどと思います。

幾つかお伺いしたいのは、例えば体温をチェックして、37度ぐらい、規定より高かった子は帰宅という判断をさせたときの安全確保というのは当然やってくださっているだろうと思いますが、具体的にはどういうふうにしていくのか。

それから、学校の中で、多分今までだと、上履きを脱いでこの部屋を使いましょう、このスペースを使いましょうという学校があるのではないかと思うのですが、そういう場所に対して衛生面をどう保つのか、もしかしたらしばらく使わないという方法もあるのかなと思って気になっていました。

それともう1つは、今、この学校休業中にICTを使った対応をしてくださっている学校も結構あったかと思うのですが、それについてはこの先も、例えばしばらく何か配信とかをして、さっき折井委員が言ったような事由で学校に行きづらい子というのでしょうか、自宅待機をしているような子に対しての授業への補完みたいなのが考えられているのか。

それから、このガイドラインを見ても、対話的な授業、これからすごくやらなければいけないはずだった授業が減っていくのは致し方ないのかなと思うのですが、その辺りのアイデアがあたりでしたら、教えていただけますか。

統括指導主事（古林） まず、学校で体調を崩されたお子さんの帰宅に関しての安全面の徹底ですけれども、必ず保護者の方にご来校いただいて、お子さんを連れて帰っていただくということは徹底してまいります。

これまでの風邪だとか、けがと違って、待っている間も専用の部屋というところとちょっと大げさですけれども、そういうお部屋を用意して、そちらでほかのお子さんたちと接触しないような形で待たせるということで、お迎えを待つような体制を取っているところです。

それから2点目の上履きを脱いでということに関しては、学校でいろいろなことは考えていると思うのですが、それも含めてきちんと消毒をしていこうと考えるところもあれば、特別教室のように、使わずに教育活動が回るスペースについては、対馬委員がおっしゃったように、しばらくは使わないでいこうということ考えているようなところもございます。

あと、ICTのことに關してですけれども、こちらは本当に幾ら学校が再開したといっても、まだ2時間だけとか、1日置きとか、様々な形での登校になりますので、その学校の学習と家庭の学習をミックスさせて教育活動を進めていくという点では、配信をしたりですとか、アナログの紙を配布してというようなことは併用して教育活動を充実させてまいります。

最後に対話的などというところでは、友達との対話というところでは直接的にグループを作るといのは確かに難しくなるところですが、そういうところでICTをうまく活用した対話ということも可能ですし、人との対話というところではなくて、今度は自分の中で、自分との対話というような様々な対話を想定しながら、ぜひ、主体的・対話的で深い学びというものには迫っていきたいと考えております。

對馬委員 ありがとうございます。

4月の初めに、娘が海外から帰国してきて2週間自宅待機をしていたときに、陰性だということは分かってはいたのですね。でも、その間ずっと自宅にいますと、私は本当にこのまま病気になる気がすると言っていました。外に出てはいけない。健康なのだけれども、陰性だと言われているのだけれども、やっぱり出てはいけないということは、私は病気かもしれない。病気なのかしらと、気持ちが滅入ってきてしまうということを書いていまして、この先みんなは学校に行けているのだけれども、自分は例えば親が海外出張から帰ってきたから、あなたは行かないでおきましょうとなったときに、精神的な部分を学校でも先生と定期的に、それこそお電話をするでもいいですし、プリントが来るでもいいですし、元気なあなたを待っているよというメッセージをぜひ学校からも出してあげてほしいなと思います。よろしくお願いいたします。

統括指導主事（古林） そのようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

伊井委員 少々重なる部分もあるかと思いますが、本当に想定できないことだったので、準備も十分なわけでもありませんし、マスク等々もどういう状況なのかなと。例えば各ご家庭にマスクなんかはしてらっしゃいねということで、任せる形になると思いますが、もちろん学校での備蓄もそうなのですけれども、ご家庭での最低限のものということも、今後配慮していかなくてはならないのかなということも少々心配はしてい

ます。

大分マスクも出回ってきたので、購入されるのも可能ではあると思いますが、ご家庭によっては検温とかマスクのこととかいろいろなことが各ご家庭で違う部分があります。そうでなくても、子どもたちがどれだけ心に影響を受けているかということ想定すると、先生方はほかのことも大変な中、それは本当に考えられないようなご苦労があると思いますが、個々の学習の遅れも含め、個々に対するご対応を今後担任の先生だけではなくて、学校全体として、チームとしてお考えいただき、先生や子どもたちが孤独にならないようにしていただけたらありがたいなと思います。

本当に教育委員会の方々も、区役所の方々も、誰もが大変だと思いますが、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それから、消毒のことなのですが、意外に床も盲点らしいというのが報道されています。床も拭くといいようなお話もありましたので、石けんから、消毒液のことから、主事さん方もいろいろご用も増えて大変かと思いますが、その辺りも含めて、考えていただけたらいいなと思います。

それから、1つ気になっていますが、ガイドラインの中にも書いてありましたが、外部人材の方の授業は2学期以降というお話でしたが、これまで学校は学校支援本部や学校運営協議会、そういった取組を含めて前向きにやってまいりましたが、その辺りの学校を支援してくださる方との連絡・調整などもいま一度、学校が大変なときではありますが、今の状況を鑑みて子どもたちの安全を図る形でご厚意を頂けたらいいなと思います。よろしくお願ひいたします。

折井委員 先ほどの、体調不良がある場合の欠席に関して、引き続きのお伺いなのですが、今、区内の小中学校全部かどうか分からないのですが、連絡帳での欠席の連絡ですよね。正直それはしばらく止めたほうがいいかなと思います。

私、自分がインフルエンザとか息子がインフルエンザのときに、お友達に「ごめんなさい。インフルエンザなんです」と言って、連絡帳を渡すときに、本当にごめんなさいと思いながらお渡しするのですよね。できるだけ遠くに離れることを意識して。たかだかインフルエンザと思ってしまうのですが、インフルエンザとか普通の風邪でも、やはりち

よっと近くに行くときにためらうものが、コロナの場合、物を渡して、触って、それを学校に持っていくことは、あまりよくないかなと思います。欠席届を電話連絡というのがどれほど先生方にご負担をおかけするかということも重々承知しているのですけれども、それでも今はウイルスを学校に持ち込まないことのほうが優先かと思います。体調不良の場合は、今のところ、登校日については電話連絡をくださいとあるので、そういったことが続くといいかなと思っています。

統括指導主事（古林） 今、委員に頂いた視点も本当に十分に検討して、ご家庭に周知していくべきことですので、早速に取り組んでまいります。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

学務課長 本件に関してではなく、先ほどの「令和2年度区立学校在籍者数等について」の報告の件なのですけれども、教育長から小学校が増えているけれども、中学校は横ばいである理由の説明に関して、少し補足させてください。

中学校になると転居される方も結構いらっしやいまして、小学校のうちから転居されたのですけれども、卒業まではこの小学校に行かせてくださいという指定校変更されている方も結構いらっしやいます。住民登録上を見ると、12、13、14歳は少し減っていますので、そういうことも1つの理由かなと思います。補足でございます。

教育長 今の説明は、全くそうで、それが杉並区の特徴と言えるところなのかなと思います。例えば、杉並区は大きく行政で7地区割りしてありますけれども、高円寺地区を見たときに、高円寺地区というのは、実は比較的売り出しているマンションの住居というのは、例えば4LDKとか大きいものは少なく、住む方は例えば子育てがしやすいということで夫婦で入り、そしてお子さんが生まれ、小学校に行く。

ところがだんだん、子どもが大きくなってきて、家が手狭になってきたというときに、小学校まではいるけれども、中学校になったらそろそろ1人の部屋を与えてあげたい。それで近隣で探すと、私は具体的な額は知りませんが高円寺辺りでは結構な額で、それから大きなマンションとなると、やっぱり転居せざるを得ない。杉並区内で引っ越したいけれども、経済的な問題とかいろいろあるようで、そうするとやっぱり中央線に乗ってもう少し西に行く。まさに今、学務課長が言ったようなパターンというのは杉並区独特なのだろうかと、すごく思うのですね。

たまたま今は高円寺地区の話をしましたけれども、高円寺というのは非常に地域とのつながりが区内でも一番強いところで、子どもたちの意識調査とか実態調査を見ても、地域の行事に参加する子どもの割合が最も高いのです。断トツ、飛び抜けて高いのです、高円寺は。それだけ地域が子どもを愛し、子どもは地域を頼りにし、いわゆる高円寺シップという、それが今の小中一貫教育校につながったわけなのですけれども、そうした地域も中学校、高校になるといなくなってしまうのだよね、というのが1つの悩みというか、これは本当に杉並区独特なのだろうなど。もちろんこれは7地域全てがそうとは言いません。しかしながら、杉並区はそういう地域なのだろうなど。今、学務課長の話を聞いていて、本当にそうだなと思いました。

庶務課長 それでは、報告事項1番の振り返りもありましたけれども、報告事項の2番はよろしいですか。

ありがとうございます。以上とさせていただきます。報告事項の4番「小学校施設を活用したふれあいの家退去後のスペースの利活用について」学校整備課長からご説明をお願いします。

学校整備課長 私からは「小学校施設を活用したふれあいの家退去後のスペースの利活用について」ご報告いたします。

杉並区内には区立施設を活用しました、高齢者の方が利用される「ふれあいの家」というものがございます。こちらにつきましては、杉並区行財政改革推進計画に基づきまして、運営事業者と今後のあり方について現在協議をしているところでございます。

そのうち、小学校の施設、区内に3カ所あるのですけれども、方南小学校、桃井第三小学校、八成小学校ですけれども、こちらのふれあいの家につきましては、学校の児童数の増加、あるいは学童クラブの需要増など、そのような行政需要を踏まえまして、現在締結しております賃貸借契約期間、今年度末で終了になりますけれども、それとともに退去いたしまして、こちらのスペースを利活用して、以下の取組を進めてまいりたいということのご報告でございます。

具体的な取組としましては、方南小学校につきましては、児童数の推計で今後も児童数が増加する見込みでございます。令和6年度には今年度と比較して7学級の増加が見込まれるということで、こちらの退去後のスペースを教室に転用して、教育環境の整備を図りたいと考えておりま

す。

なお、桃井第三小学校、八成小学校につきましては、この後当面の間、児童数の増加による学級の増は見込まれないということから、こちらにつきましては、学童クラブ等の整備を図りたいということで考えております。

今後のスケジュールですけれども、今年度末に賃貸借契約が終了しますので、退去の後スペースの改修工事を行いまして、方南小学校につきまして、令和4年度から教室として使用を開始したいと考えております。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしく申し上げます。

對馬委員 これについてはよく分かりました。今この3校は、ふれあいの家との交流事業みたいなのをやっているかと思うのですけれども、ふれあいの家の方の作品を展示したりとか、小学生が向こうに伺ったりとか、そんな交流をしていると思うのですが、ふれあいの家が学校から違うところに移転していった場合に、そういった事業を継続される予定とかはあるのでしょうか。

学校整備課長 令和2年度末までの契約となっていて、今後どうするかということで、今、各事業者とも協議していますので、その後のことについては、これから検討してまいりたいと存じます。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項の6番「区立図書館における今後の管理運営について」、中央図書館館長からご説明をいたします。

中央図書館館長 私からは区立図書館における今後の管理運営につきましてご報告させていただきます。

まず、地域図書館におきましては、13館のうち9館が指定管理者制度を導入してございます。そのうち6館の指定管理期間が来年3月末で満了することに伴いまして、指定管理者を新たに選定するというごこととございます。6館のうち永福図書館につきましては、永福三丁目複合施設になりますので、コミュニティふらっととの複合化もあることから、別途指定管理者を選定するというごことと、今回の対象の施設としましては、宮前、成田、阿佐谷、高井戸、方南の5館についてグループ化を再度し

ていくというものでございます。

グループにつきましては、表にありますように今までは宮前、高井戸が1つ、成田、阿佐谷が1つ、永福、方南が1つでございましたけれども、永福は別途、指定管理者を選定しまするので、方南を成田、阿佐谷にくっつけて、施設の規模など、全体的な規模を把握しまして、均衡を取れるような形でグループ分けをいたしました。

指定管理期間につきましては、令和3年4月から4年間ということで、通常は5年でございますけれども、4年間としますとほかの指定管理館の終了期間と合いますので、全体でもう一度グループ分けをするというところで、4年間とするものでございます。

選定方法、スケジュールについては記載のとおりでございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項6番につきましては、以上とさせていただきます。

申し上げたように、報告事項3番及び5番の説明については、ご配布させていただいております資料をもって代えさせていただきたいと思っておりますので、以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がありましたらお願いします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定についてですが、議会スケジュールの関係上、定例会の日程を変更させていただきます。次回の定例会は6月11日木曜日午後2時からとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、傍聴者の方、本日はお越しいただきまして、ありがとうございました。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(傍聴者 退出)

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは日程第2、議案第63号「杉並区立宮前図書館外4施設指定管理者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。中央図書館館長からご説明をいたします。

中央図書館館長 この議案につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づきまして、教育委員会の附属機関としまして、選定委員会を設置するものでございます。委員会の委員の委嘱及び任命を行うというものでございまして、名称は杉並区立宮前図書館外4施設指定管理者候補者選定委員会でございます。

設置目的は、宮前、成田、阿佐谷、高井戸、方南の管理業務を行う指定管理者の選定に関し審議するものでございます。先ほどご報告しました5つの図書館についての指定管理の管理者の選定を行うものでございます。

設置期間につきましては、5月27日から選定を完了する日までとなっております。

委員会の委員の委嘱及び任命でございますが、区に勤務する以外の者については記載のとおり3名でございまして、区に勤務する者は記載のとおり2名でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

對馬委員 区に勤務する以外の者で大学の先生が2名入られていますが、ご専門を教えてくださいてもよろしいですか。

中央図書館館長 大谷先生、大場先生でございますが、それぞれ図書館学が専門でございます。

庶務課長 いかがでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第63号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第63号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で本日本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。